



北海道再生!!

—人に温かい道政—

道政ニュース

高橋とおる

発行 2022年冬～春号 No.78

高橋とおる事務所

〈自宅〉函館市美原4丁目2番14号
TEL・FAX 47-0867

二〇二二年年頭に当たって

皆様には新しい年をつつがなくお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

昨年は、就任していました副議長職も就任期間が終了し、7月に退任させていただきました。

この2年間で、大変重い任を担わせていただきましたが、皆様のお陰で大過なく過ごさせていただきましたこと、また職務を通じて各界の多くの方々と触れ合うことが出来たことは、望外の喜びであり、皆様に心から御礼を申し上げます。

さて、退任後の第3回定例道議会では、およそ2年半ぶりの一般質問に立たせていただき、緊張の中にも道政運営に対する鈴木知事の見解について意見を交わすことができました。

会派内では、役員室に席を移し一議員として活動することになりましたが、これまでの経験を活かし、若い執行部の相談役としてのお手伝いのほか、各議連やプロジェクト座長として、政策提言や会派の取りまとめ役としての活動に重点をおいてまいりたいと思っております。

また地元においても、これまで以上に

道と函館市の架け橋の役目を果たして参りたいと思っております。

さて今年度は、鈴木知事1期目総仕上げの1年となることから、2月末に予定されている定例道議会本会議に提出される新年度予算には、2期目を意識した政策予算が盛り込まれてくることが予想されますが、山積し

迎春

ている課題の解決に道筋を付けることがおろそかになってはいけません。

私自身も、北海道の明るい展望を切り開き、足下の道民生活の豊かさ追求のため、今年も引き続き努力して参りますことをお誓いして年頭の挨拶といたします。

北海道議会議員

高橋 亨



第4回定例道議会報告

第4回定例道議会は、11月30日に開会、令和3年度一般会計補正予算案、「北海道太平洋沿岸の漁業被害に関する意見書」などを可決し、12月16日に閉会しました。

知事から開会冒頭に、新型コロナウイルス感染症をはじめ、当面処置を要する経費並びに北海道人事委員会から報告のあった道職員の給与改定に伴う経費等総額約43億2千万円の補正予算案が提出されました。

レワークの普及・定着化に伴う通信機器の導入や運用に要する経費として「テレワーク環境整備加速化事業費」約1億8千万円、太平洋沿岸の赤潮による漁業被害調査の実施分として「漁業被害緊急調査事業費」約2千7百万円、道南いさりび鉄道の運行赤字補助として「いさりび鉄道経営安定化補助金」約1億3千万円、地域医療構想による病床削減実施医療機関への給付金として

「病床機能再編支援事業費」約3億3千6百万円等のほか、職員の給与改定に伴う減額補正として約42億円、財政調整基金積立金として約48億円などが提案されました。

今回の補正予算は、コロナウイルス感染症が下

火となったことに伴って、各般の自粛要請が解除となり、これまで道が独自で行ってきた特別支援金等の支出が抑えられたことよって小幅の補正予算となりました。

知事の提案説明の後、冒頭先議として道職員の給与改定に関わり、今月支給のボーナスから0・15月分の減額分引き去りを可能とするための条例改正が必要となることから議会初日に処理を行いました。

我が会派の代表格質問では、これまで国が示していた新型コロナウイルス感染症に関わる医療体制のステージ分類が変更になったことを受け、知事が北海道の地域特性を含めた独自指針を表明しましたが、その内容に対し、我が会派は以前同様の単なる目安であり本道特有の医療の偏在や対策

を講じる地域の範囲も曖昧な基準となっており、道民にとってわかりやすい基準とすべきと質しました。

また、原油価格高騰による道民生活への影響として各自自治体が行っている福祉灯油への道の支援策への考え方、さらに本道経済へ与える影響への

北海道ケアラー支援条例

認識と対策について道の対応を質問、知事からは、福祉灯油への支援として、各自自治体に支援金を拠出する考えが示されましたが、経済への影響については認識はするものの国の動向を注視する等、消極的な対応となっています。

中・高生の中で、家事や介護など家族の世話に時間が取られ、家庭学習や課外授業などに支障を来している生徒達があり、これらを『ヤングケアラー』と呼んでいます。

で、世話がほぼ毎日と回答したのは中学生で57・3%、全日制高校生で46・4%、定時制高校生で37・5%となっています。

本道のヤングケアラーの実態を道が調査した結果、中学生で3・9%、全日制高校生で3・0%、定時制高校生で4・5%の生徒が、ヤングケアラーである事が判り、その中

道は、若くして家族介護を余儀なくされている方や、年代に関係なく家族介護を行っている方々を支援するために、令和4年4月施行を旨として、『(仮称)北海道ケアラー支援条例』の制定を進めています。

厚労省が19年9月に、高度急性期、急性期の病床を持つ全国の公立・公

的病院1455病院のうち道内の54病院を含む440カ所を指定し、入

再編、更に他病院との統合など

病床機能再編という名の病床削減

院数、手術数、外来数の他、経営状況などを当該病院自らが勘案して、ベッド数の削減や診療科目の見直しなどの他、地域に重複する診療科目の再編、更に他病院との統合など

を求めました。その対象となるのは、△▽がん、心疾患、脳卒中、救急、小児、周産期、へき地、災害、研修・派遣機能の9領域

北海道ケアラー支援条例（仮称）素案の概要	
I 総則	
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本理念を定め、道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにする ○ 道の施策の基本事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進する ○ 全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与する
2 定義	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケアラー 高齢、障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者 ○ ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者 ○ 関係機関 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行う機関
3 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるとともに、周囲から大切にされ、社会から孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができるように行われること ○ ケアラーの支援は、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われること ○ ケアラーの支援は、道、市町村、道民等が相互に連携を図りながら、ケアラーを社会全体で支えるよう取り組まれること ○ ケアラーの支援は、ケアラーが援助を提供する者等に対する支援と一体的に行われること ○ ヤングケアラーの支援は、本人の気持ちを踏まえた上で適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、適切な教育の機会が確保されるように行われること
4 責務・役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道の責務 本道の特性及び地域の実情に応じたケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施、市町村に対する必要な支援、市町村等との相互連携 ○ 道民の役割 ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解の促進、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくり、ケアラーの支援に関する道等の施策等への協力 ○ 事業者の役割 ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解の促進、ケアラーの支援に関する道等の施策等への協力、従業員がケアラーである場合における必要な支援 ○ 関係機関の役割 ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解の促進、ケアラーの支援に関する道等の施策等への積極的な協力、ケアラーに関わる場合における支援の必要性の把握、支援を必要とするケアラーに対する必要な支援 ○ 教育機関の役割 関係機関の役割のほか、ヤングケアラーの教育の機会の確保、教育及び福祉に関する相談 ○ 支援団体の役割 適切かつ効果的なケアラーの支援、ケアラーの支援に関する道等の施策等への協力
II 基本的施策	
○ 計画の策定	ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定
○ 普及啓発の促進等	ケアラーが必要な支援を求めることができるようになるための市町村等への普及啓発
○ 早期発見及び相談の場の確保	ケアラーからの相談に応じる人材の育成、ケアラーが相談できる場の確保
○ 支援するための地域づくり	ヤングケアラーの意見が適切に反映される環境整備 公的サービスの効果的な活用の促進、ケアラーと地域住民が一体となって、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくり
○ 推進体制の整備	ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備
○ 財政上の措置	ケアラーの支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置

で診療実績が「特に少ない」とされる場合」。

▽がん、心疾患、脳出血、救急、小児、周産期の6領域で「類似かつ近接している」など、「代替え可能性あり」と判断された病院を対象に、機能分化、他の医療機関への機能統合や再編統合、ダウンサイジング（機能・組織の縮小）等の協議を促す。

とする見解を出しました。しかし、今般のコロナ禍における公立・公的病院の果たす役割を考慮して、協議の時期については再検討するとしていましたが、21年度もこの方針を先送りする事はありませんでした。

北海道は広域分散・積雪寒冷型という地域特性を持っていきます。故に民間病院では採算が難しい地域であってもそこに暮

らす道民の医療と保健を担うという何物にも代え難い安心を提供する機関として公立・公的病院が存立しています。

今でも自治体の首長の一番大事な仕事は、医師の確保イコール医療の確保であり、また、住民・患者の立場に立って切れ目のない医療のため、北海道は5疾病（がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、精神疾患）と地域医療の確保にとって重要な課題となっている5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）、さらに在宅医療などの連携を図り医療の地域偏在をカバーするための「北海道地域医療連携構想」と「地域医療計画」を策定し、その推進に努力してきています。

リストアップされています。療機関は、その使命を全うするために日々努力を

重ねていますし、地域医療は採算性のみで、ダウンサイジングされたり再編・統合されるべきものではありません。政府は、採算性による統廃合ではなく、国民の安心のための医療過疎地域の解消と、更なる医師の充足に軸足を置くべきではないでしょうか。

しかし政府は、コロナ禍での公立・公的病院の果たす役目の大切さを目の当たりにして、なおベッド数5万床削減の方針を変えず、今年度も高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能の3区分の病床を削減しました。今年度の函館市を含む南渡島二次医療圏の病床削減数は、へき地急性期・A病院41床、B病院30床、慢性期・C病院36床（全て市内の病院）Vとなっております。

写真で見る主な活動

※詳しい活動報告はホームページに掲載しています。



党・会派の市長要請 (10/14) 南茅部定置網漁の調査 (10/17)

コロナの影響についてハイヤー協会への聞き取り調査 (11/22) 八雲中学校GIGA教育視察 (11/26)

第4回定例会で採択された決議・意見書

- 北海道太平洋沿岸の漁業被害に関する意見書
- 私立専修学校等における専門的職業人材の育成機能の強化等を求める意見書
- シルバー人材センターに対する支援を求める意見書
- 地域における医療提供体制への十分な支援を求める意見書
- 燃油価格安定を求める意見書

高橋とおるホームページ

私、高橋とおるが活動の中で感じる国政や道政等に関する想いを随時掲載しています。是非ご覧下さい。

<http://www.t-tooru.com/>